

総論

- ・ナンバリングや改行など、形式面はすごくいい方が多かったです。また、字の美しい方も多く、全体的に読みやすい答案が多くてとても良かったです。
- ・筆力については、4頁ほぼすべてを使って充実した論証をする方もいる一方で、2頁以下など、物足りない方もいました。筆力は演習量に比例します。大学主催の講座だけでなく、自主ゼミや予備校の答練などを積極的に活用して、どんどん答案を書いてください（3月に予備校主催の答練があります。現在3回生のかただけでなく、現在2回生のかたも、司法試験本番まで1年となる時期ですので、積極的に受験されることをお勧めします）。
- ・複数人が犯罪に関与した時には、もっとも中核的な犯罪をした者（＝実際に、直接、犯罪をした人）から検討し、その者の罪責を確定させたうえで、これを前提に周辺部分の者の罪責を明らかとするのが原則です（流れとしては、間接正犯（・間接正犯は単独正犯の一種なので）→共謀共同正犯→幫助・教唆（協議の共犯）です）。本問でも、放火行為を行った乙の罪責をまずはじめに検討して、その後に甲の罪責を論じてください。

※本番でこの点を間違えると、かなり不合格の推定が働きます。この点を間違えた方は、H25年司法試験など、少し昔の過去問をぜひ一度書いてみてください。

- ・客体（実行行為）について、具体的にどの行為についてなのかを特定したうえで論じてください。この部分がふわっとしていると、どの行為を問題としているのかがよくわからず、検討もおざなりとなる傾向があります。今回の答練でも、実行行為についてあまり考えていなかった人は、安易に甲の罪責から検討して、結果的に検討漏れがあるなどして、点数が伸びなかった印象です。
- ・間接正犯の問題は、どのような場合に、道具として利用したといえるか、正犯性の認定を行うこととなります。その際には、客観的要件である他人の道具性をまず論じたうえで、主観的要件である間接正犯の意思（他人を道具として利用する意思）を論じてください。
- ・今回は「乙の罪責⇒甲の罪責」と検討するのが一番論証しやすかったですが、承継的共犯の問題などでは、「〇〇の行為⇒△△の行為…」のように、行為ごとに論じた方が解きやすい場合もあります。今後の答練などを通じて、どちらの書き方でも書けるようにしておいてください。
- ・あてはめに際して、条文の解釈でつかった表現を使うとカッコいいです（たとえば「焼損」とは、火が媒介物を離れ、目的物が独立に燃焼を継続しうる状態に達したことをいうところ、本件では、〇〇といえ、独立に燃焼を継続しているといえるため、焼損したといえる。など）。
- ・今回の罪責は、現住建造物放火罪であり、現住建造物等放火罪ではないです。細かいですが、気を付けてください。
- ・なお、今回は一つの建物が燃えたただけですが、たとえば複数人に被害が生じてしまったなど、被害者が複数人いる場合には、それぞれの罪責を分けてください。

各論

- ・放火罪の現住性の認定に際して、物理的・機能的一体の論証をしない人が多く、驚きました。本件のマンションは、乙の部屋だけでみると現住性が否定されるという事実から、乙の部屋を焼損させ

さん A

形式面

- ・字は読みやすく、分量も4頁目のすべてまで書かれており、筆力も申し分ないです。このペースを本番でも維持できると、十分に上位合格を狙えると思います。

内容面

- ・甲の罪責から検討していたのが少し残念でした。今回の設問でいうと、甲の罪責ではなく、乙の罪責から検討してほしいです。刑法では直接犯罪を行った者の罪責から検討するのが原則ですので、今回では直接放火をした乙から検討するのが原則です。
- ・もっとも、内容面はとても良かったです。甲の罪責について、①・②の点に言及したうえで適切に私見を論じられている答案是、他にはほとんどありませんでした。
- ・各構成要件について、その定義から内容を論じられており、刑法の基本的な能力の高さを伺うことができました。主観的構成要件についても適切に論じられているのも、好印象です（ほかでこの点を論じている答案是ほぼありませんでした）。
- ・乙の罪責について、（時間がなかったのだと思うのですが、）現住性の認定が薄かったのが惜しかったです。本件のマンションですが、乙の部屋だけでみると現住性が否定されるという事実から、乙の部屋を焼損させたとして、どうすれば現住性が認められるのかという点をどう考えるのか、論じてほしかったです（H1.7.14 判例参照）。
- ・もっとも、乙の放火罪の主観的構成要件まで言及していたのは、とても好印象でした。
- ・全体を通じてよく考えられており、また、刑法のお作法についても押さえられていたので、とても良かったです。2年生でこれだけでできれば十分です。あと1年半、頑張ってください。

配転表

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	裁量点	合計点
2	2	2	6	11	11	5	+1	40

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

第1. 甲の罪責.

(1) 现住建造物放火罪の成否. (2に2宅に設置させた)

甲が2に自動発火装置を隠して植木鉢を平置し、
行為(行為①とする)に现住建造物放火罪(刑法[以下略]
108条)が成立するか。

乙の設置行為を介しているため、同罪が成立するには、
間接正犯、共謀共同正犯、教唆犯、~~誘引犯~~のいずれかの成立が必要
である。

(2) 間接正犯(①の立場)

行為①が现住建造物放火罪の間接正犯が成立するか。
①支配性、②利用意思をもって被利用者を道具のように
扱って犯罪を実行すれば間接正犯が成立する。

甲の当初の認識では、自動発火装置に気付かない乙を
同装置付きの植木鉢を乙宅の窓辺に置かせる計画で
あった。このように犯行に気付いていない乙を道具のよう
に扱って自らの现住建造物放火罪を実行しようとして
おり、②利用意思が認められる。

次に、乙は甲に言われた通り、同装置付き植木鉢を乙宅
の窓辺に置いており、道具のように支配されているとも見
える。

しかし、乙は、友人Aからの連絡を受けて、不審に思い、
植木鉢を調べて、同装置の存在に気付いている。

そして、乙は自らの保険金詐欺に同装置を利用しようと
して、発火装置の火がより火しやすいように窓辺のカー
テン付近に置き換えている。カーテンなどの布の近く
に発火装置を置き、発火が起これば、より
火燒やすくなきとは明らかであり、乙もこのことは

認識していたはずである。マニションの全焼のためには同装置を布などの可燃性の高い物へ引火させる必要がありことが甲の実験からもわかっていいる。この事情についてZは認識していたかは定かではないが、少なくとも、自らの意思で焼くやうな場所に置きかけたことは明らかである。

したがって、Zはもはや甲の道具としてではなく、自らの意思で行動していることから①支配性は認められない。

よって、行為①に現住建造物放火罪の間接正犯は認められない（①の見解の否定）。

(3) 共謀共同正犯

行為①に現住建造物放火罪の共謀共同正犯(60号)が認められないか。

共同正犯の処罰根拠は、相互利用補充関係に基づいて共同して法益侵害を惹起したことにあり。

そうであるので、意思連絡は相互必須であり、片面的共同正犯は認められない。

甲とZは、~~現~~ 本件マニションを放火するという意思連絡があったわけではない。

したがって、~~共謀共同正犯~~は認められない。

(4) 教唆犯(②の立場)

行為①に現住建造物放火罪の教唆犯(61号(項))が成立しないか。

教唆犯行為とは、特定の犯罪実行の意思を惹起させる行為という。

共犯の処罰根拠は、結果に対する因果性にあることから、意思連絡のない片面的教唆であっても法益侵害結果に因果的寄与を与えることが可能といえ、~~片面的教唆~~も認められる。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

行為①によつて、乙は甲の計画をそのまま利用して本件マンションを全焼させ、保険金詐欺を行おうという犯意が惹起されている。

甲と乙には意思連絡はないので、行為①は教唆行為として認められる。

もっとも、甲には乙に~~犯罪~~^{犯罪}実行の意思を惹起させる故意(38条1項本文)がないのではないかと。

乙は、本件マンションを購入したことを常々、甲に自慢していた。このことから、甲は、乙がまさか本件マンションを焼やしてしまおうと考えているとの思考に至ることはなかったといえる。甲はむしろ、甲自身の犯罪として、本件マンションを焼やそうと考えており、乙に犯意を惹起させることは考えていなかったといえる。

したがって、甲には教唆の故意が欠けるので、行為①に現住建造物放火罪の教唆犯は成立しない(③の見解の否定)。

(5) 従犯。

(4)と同様の理由から、甲には乙の現住建造物放火罪を手助けする意思はなく、従犯(62条1項)の故意が欠けるので、従犯も成立しない。

(6) 以上より、甲の行為①は、現住建造物放火罪の予備罪(113条、108条)が成立するにとどまる。

第2. この罪責

1. 乙が同装置を設置した行為(行為④とする)に現住建造物放火罪が成立するか。

2. (1) 「放火」

「放火」とは、焼損の危険を惹起する或それの幇助行為

という。

起動が

本件発火装置は、時限式の発火装置であり、24時間
後には、発火する仕組みであり、設置と同時に、後は
時間かほんのわずかが経過するだけで発火の危険を生じ
させるものといえる。

したがって行為②は「放火」にあたる。

(2) 現住建造物。

犯人以外の者の

~~現住~~ 現住建造物とは、^{犯人以外の者の}人の起居寝食に利用させ
ている住居をいう。

乙宅は乙が住んでいるが、~~本件マンションは~~他の住
人が起居寝食に利用しており、~~火災当時、本人である~~
本件マンションは現住建造物にあたる。

(3) 焼損

「焼損」とは、火が媒介物を離れて独立して焼焼する
に至ったことをいう。^{発火装置から火が離れて}

本件火災で、~~本宅の~~乙宅の床を天井、壁に火が移
り、独立して焼焼するに至っているから、「焼損」にあたる。
火災発生時が本罪の既遂時期であるので、火災が乙宅内

(5) 故意。

「また本罪は抽象的危険犯であるので、^{で全壊したとしても既遂罪は成立す}
^{他の部分が無傷でも犯罪に}なり得る。」

乙は、本件マンションの所有者であり、本件マンション
の防火性能について認識していたといえる。

したがって、^{可燃物である}本件マンションの乙宅内で
発火すれば、火が本件マンション全体に及ぶ危険性は
十分認識していたといえる。

さらに、乙は行為②を本件マンションを全壊させ
ようとして行っている。

以上より、故意が認められる。

3. よって、行為②には、現住建造物放火罪の既遂
が成立する。

以上、

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

さん B

形式面

- ・字は美しく、読みやすいです。

内容面

- ・乙の罪責から検討していたのは好印象です。また、客体（乙の実行行為）についても具体的に特定したうえで論じていた点も良かったです。
- ・要件のあげ方（1 頁目 7 行目）ですが、日本語がおかしくなっていたので少し気になりました。例えば、『①「放火して」、②現に人が…建築物を、③焼損したこと』などとして、読んでいて違和感を感じないようにあげてください。
- ・現住性の認定（2 頁目 4 行目）に際して、物理的一体性・機能的一体性というキーワードをいれて、理解できていることを示してください。
（・2 頁目 20 行目部分、現住建築物放火罪が抽象的危険犯であることも指摘できるとよりよいと思います。）
- ・2 頁目 26 行目、行を空けないのがお作法らしいです。詰めた方がいいです。
- ・甲の罪責について、客体（甲の実行行為）について具体的に特定したうえで論じていて良かったです。
- ・3 頁目 12 行目、間接正犯の要件を①・②とあげていたもので、それを生かした表現の方がいいです（①充足・②充足などを付け加える等）。
- ・3 頁目 21 行目、検当⇒検討
- ・教唆犯について、甲は間接正犯の故意を有していたのに、結果的には教唆犯になってしまったという主観的構成要件について、なんでもいいので書いてほしかったです。本番では、客観的構成要件だけでなく主観的構成要件についても忘れないでください。
- ・全体的にバランスがよく、実力の高さを伺うことができる答案でした。
- ・難しい問題だったと思いますので、気を落とさず、司法試験合格を見据えて、しっかり研鑽を積んでください。過去問をたくさんとく。答練を受講する（来年3月に、現在3年生向けの模試があります）等、どんどん答案を書いて、表現力を磨いてください。あと1年半、頑張ってください。

配転表

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	裁量点	合計点
1	3	2	6	9	9	0		30

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

乙の罪責について。

1. 乙は、発火装置とあることをわかっていながら、火災保険を受け取ることを目的に、発火装置の火を引火しやすいように、カーテンに触れる場所に置いた。このことから、現住建築物放火罪(刑法108条)にあてはまらない。

2. 現住建築物放火罪が成立するためには、①「放火して」、②現に人か住居に使用し、③焼損したことを要する。

(1). まず、乙は、カーテンに触れる観葉植物を置いたという事実、「放火して」といえるか。実行の着手があるか問題になる。

そもそも実行行為とは、構成要件に該当する現実的危険の結果を発生させる行為という。そして、実行の着手は、当該危険性を惹起する行為である。

そうすると、「放火して」といえるためには、本人自身か点火しなくても、~~火を引く~~何らかの発火の火力を使用する場合に、「放火して」といえる解除する。すなわち、確実に発火するとは、放火の現実的危険性を惹起したといえる。実行の着手があるといえる。

本問では、乙は、発火装置とわかったにもかかわらず、わざと点火媒体である植木鉢の葉を、カーテンに触れる場所に移動させている。そして、発火装置は、解除（なければ、自動的に11日の18時頃には発火する）になっていた。そして、乙の部屋には、乙しか住居があらず、乙が外出すれば、他に発火装置を止める者はいない。したがって、乙が植木鉢をカーテンにあるように置いたことで、可燃性の高い物に引火することが確実になり、放火の現実的危険性を惹起したといえる。よって、乙は実行行為の着手は認められる。

(2). 乙は「焼損した」といえるか。焼損とは、媒介物を離れて独立に燃焼することという。

本問では、カーテンに火燃え移り、床や天井、壁を炎上した。床や天井、壁は、建物の外から取りはくすことができない。~~独立した~~火燃え移ったといえる。

13) 乙は、「現に他人の住居に使用」しているといえるか。

この点、現住性の判断において、犯人自身は、他人の住居に含まれない。また、本件で乙が火災を発生させたとき、他の居住者は全員外出していた。そのため、「現に他人の住居に使用」しているといえるようにも思える。

しかし、日常的に人の起居に用いられる。現に、一時的に外出しているとしても、その人は戻ってくる。したがって、現住性が認められる。

本問では、本件で乙の3階部分は満室であり、人の起居に用いされているから、現住性がある。

14) 以上のことにより、乙の行為は、現住建築物放火罪の構成要件に該当する。

3. もともと、火災は全中を鎮まり、本件で乙の他の部屋は無傷であった。そのため、自己物の放火にはならないか。

この点、本件で乙は、難燃性建築物でない。また、放火の保護法益は公共の危険である。

よって、他の部屋への延焼の危険性がある。なにも現住建築物放火罪が成立するといえる。

乙は、本件で乙の3階部分は満室であり、乙の部屋も3階にあって、延焼の危険はあったといえる。したがって、現住建築物放火罪が成立する。

4. よって、乙は、現住建築物放火罪の罪責を負う。

甲の罪責について。

1. 甲は、発火装置のスイッチを入れて、乙に観葉植物鉢を投げつけた。
これにより、甲は、現住建築物放火罪が成立したか。

2. 甲は、① 甲は間接正犯が成立するとの立場にたてて検討する。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

間接正犯は、一方的に相手支配利用に犯行を行うものである。
 ようするに、①相手を道具のように支配利用し、②犯行を遂げる
 意思がある。認められる。

本問で甲は、乙にプレゼントとして、植木鉢を渡し、窓辺に置く
 よう指示している。植木鉢を窓辺にかけ、窓辺にはカーテンという
 可燃性の高い布があり、発火装置のスイッチも入っていることから、乙が
 窓辺にかけ、1両日中には点火されることになる。また、発火装置
 は土の中にあり、通常、土をほり返すことはしないため、乙は、言われた箇
 所の場所にはくといえる。また恋人が渡したプレゼントは、通常、
 恋人の心遣いほいいところにあるといえる。したがって、甲は、乙にプレゼントと
 して、発火装置を渡すこと、本件エンジンに懐機させることを企てる
 といえる。よって、甲は乙を道具のように支配利用しているといえる。

また、甲は、発火により、本件エンジンを破壊せしめようとする
 よう、甲は間接正犯を認められる。

(2) 次に②教唆犯の成立についての立場に2つあり、検討する。

甲が乙に発火装置を渡したことは、乙は、本件エンジンを全焼
 せしめよう企てた。そのため、乙の放火人の犯意を生じさせたとい
 う。教唆犯の成立は、「人を教唆せしめた」といえる。

また、乙は犯行を行っており、「実行された」といえる。

よって、甲は教唆犯の成立する。

(3) ①と②の検討より、また①により、道具性が認められる
 ため、実行行為者の意思が介在しているといえるところ、本問で
 は、乙は、自分の意思で本件エンジンを放火している。したがって、間
 接正犯の成立根拠は、一方的に支配・利用したとはいえず、
 間接正犯は成立しない。

その点②により、甲の計画を理解した乙は、乙の甲の計画
 により、本件エンジンを全焼しようという犯意が明確に生じ

ていえる。

したがって、教唆犯は成立する。

3. 以上の二点により、甲には、現住建築物放火罪の教唆
が成立する。

以上。

さん B

形式面

- ・文字は読みやすく、適切に改行されており、とても読みやすかったです。ナンバリングも問題ないです。

内容面

- ・甲の罪責から検討していたのが残念です。今回の設問でいうと、甲の罪責ではなく、乙の罪責から検討してほしいです。刑法では直接犯罪を行った者の罪責から検討するのが原則ですので、今回では直接放火をした乙から検討するのが原則です。
- ・1 頁目26行目までの論証について。25行目まで読むと、いままでの論証が、間接正犯が成立する立場からの論証（①の見解）だったことがはじめてわかりました。ただ、それまでに①の見解であると言及がなかったので、私見として間接正犯が成立する見解をとっていたのかと思っていました。少し誤解を招きかねない表現かと思いましたので、もうすこし上の方で、この論証は①の見解の立場に立つことを前提としていることを説明してほしいです。 もっとも、私見の内容はとてもいいと思います。
- ・間接正犯⇒共犯⇒教唆犯という順番を守っておられたのも好印象です。教唆犯についても、条文の文言から論証をされており、好印象でした。
- ・放火罪について（甲の罪責から検討してしまったので仕方のない点でもあるのですが）、乙ではなく甲の罪責として、乙の実行行為について書かれていた（3 頁目8 行目をみると、乙が本件装置を用いてマンションを放火していると指摘されているので、ここが実行行為かなと思いました。しかし、1 頁目2 行目では、甲が乙に対して本件装置を手渡した行為について、問題とされています。）ので、どの行為の罪責について論じているのかがよくわかりませんでした。
刑法の問題では、誰の、どの行為（客体）について論じているのか、具体的に特定したうえで検討してください。
- ・現住性の論証（2 頁目25 行目以下）について。ア. の部分とイ. の部分とわかれていましたが、イ. の部分で書かれている内容はおそらく物理的・機能的一体性の論証で、これは現住性（ア. の部分）の説明で用いられるものなので、読んでいてよくわかりませんでした。
ちなみに、本件のマンションですが、乙の部屋だけでみると現住性が否定されるという事実から、乙の部屋を焼損させたとして、どうすれば現住性が認められるのかという点をどう考えるのか、論じてほしかったです（H1.7.14 判例参照）。
- ・教唆犯について、甲は間接正犯の故意を有していたのに、結果的には教唆犯になってしまったという主観的構成要件について、なんでもいいので書いてほしかったです。本番では、客観的構成要件だけでなく主観的構成要件についても忘れないでください。
- ・難しい問題だったと思いますので、気を落とさず、司法試験合格を見据えて、しっかり研鑽を積んでください。過去問をたくさんとく。答練を受講する（来年3月に、現在3年生向けの模試があります）等、どんどん答案を書いて、表現力を磨いてください。あと1年半、頑張ってください。

配転表

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	裁量点	合計点
2	4	2	6	10	11	0	－1	34

乙の罪責が形式的にはほとんどかけていないため －1 しました。本番では避けてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑/法			

第1. 甲の罪状について

1. 本宅又ニ乙宅ニ金庫を設けることにより、乙に對し、自動火災装置の設置を命ぜられたるもの(以下、「本件装置」といふ)を、
現住建築物等放火罪(108条)の目的物として、
5 (1) まず、甲は乙に本件装置を設置したところであり、実際に

放火行為に及ぶに至り、
10 放火行為の遂行が認められる。また、
放火行為の遂行が認められる。

2. この点について、放火行為の遂行が認められることは、
15 放火行為の遂行が認められることは、
放火行為の遂行が認められることは、

① 一方的な支配・利用関係にあること、② 上記の事情を
20 利用して放火行為を遂行すること、
放火行為の遂行が認められることは、
放火行為の遂行が認められることは、

3. 本宅において、金庫の設置原因として、本件装置を
15 甲は乙に設置し、乙はこれを金庫として利用している。また、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、

乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
20 乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、

乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
25 乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、

乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、

乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、
乙は金庫で本件装置を放火装置であることにより、

ページ

裏面へ

言明するにすぎない。また、甲は乙の所有物である。
 まず、乙は本件建物の所有権者である。乙は、甲の
 計画に乙の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 1. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 2. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 3. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 4. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 5. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 6. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 7. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 8. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 9. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 10. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 11. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 12. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 13. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 14. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 15. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 16. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 17. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 18. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 19. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 20. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 21. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 22. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 23. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 24. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 25. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 26. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 27. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 28. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 29. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて
 30. 甲の所有権を行使し、甲の計画を金銭で、それに代りて

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑/法			

から「現に人が住居として使用する、建築物にあたる。

イ. 現に、22302は各部屋に占められているが、各部屋は互いに
に接してあり、また、22302は (12) また居住者(22302)
の自室のみではなく、そこに至るまでの廊下や階段、ロビー等
利用するものも通常である。 よって、それぞれの部屋を一個の
建築物とみなすべきではなく、22302がそれ自体として
一個の建築物とみなすべきである。

ウ. そこで、乙は本件装置を用いて本件22302の一部である
自室に「放火」している。 したがって、乙は2室の床や天井、
壁を燃やしているから、少なくとも放火罪を構成する状態に
至っているといえ、「放火」しているといえる。

エ. よって、一室のみのみならず本件22302の一部を
放火しているから、甲は乙に「放火と認められる
といえる。

(3) 以上より、甲は現に建築物等放火罪の構成要件を
満たし、甲は目的を達した。

第2. 乙の罪責
乙は上記の通り、現に建築物等放火罪が成立し、目的を
達した。

以上

3 ページ
裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。